

世田谷区例規類集（条例・規則集）・要綱集

世田谷区の条例、規則、規程、要綱などは、以下の関連リンクからご覧ください。

/ 関連リンク

- 世田谷区例規類集（条例・規則集）
- 世田谷区要綱集

お問い合わせ先

総務部 区政情報課
 電話番号：03-5432-2089
 ファクシミリ：03-5432-3007

①世田谷区例規類集（条例・規則集）をクリック

条例・規則、公報

世田谷区例規集（東京都） 内容現在：令和7年4月1日 | 収録内容

フリーワード検索

クリア

フリーワード検索

通常 / キーワード入力

例規名 例：契約規則 AND

条指定 例：第1条の2

フリーワード

例：地方 議会 AND

☒ 例規単位でさがす
☐ 条単位でさがす
☐ 項単位でさがす

☒ すべての法令構造
☒ 署名（横断）
☒ 公布文等
☒ 発令
☒ 本則
☒ 附則
☒ 改正附則

☒ 別表
☒ 本則目次
☒ 本則前文
☒ 本則見出し
☒ 様式
☒ 付録

所管部署 指定なし

例規区分 指定なし

未施行のみ表示 ☐

検索

世田谷区例規集（東京都） 内容現在：令和7年4月1日

フリーワード 目次 五十音 引継検索

目次

該当例規：868 件

第1期 総則 > 第1章 事務所の位置・区域

No.	例規名（発令）	最終改正公布日	未施行	所管部署
1	世田谷区の事務所の位置変更に関する条例（昭和23年2月2日条例第2号）	昭和41年3月15日		総務部総務課
2	世田谷区支所の設置及び組織に関する条例（平成2年11月15日条例第46号）	令和元年12月9日		総合支所地域振興課
3	世田谷区出張所設置条例（昭和40年3月25日条例第2号）	令和6年12月9日		地域行政部地域行政課
4	世田谷区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年3月25日条例第5号）	令和元年12月9日		保健福祉政策部保健福祉政策課
5	世田谷区校章制定について（昭和31年10月1日告示第28号）	平成2年3月31日		総務部総務課
6	世田谷区の鳥・花・樹について（昭和43年9月3日告示第118号）	平成2年3月31日		総務部総務課
7	世田谷区の休日に関する条例（平成元年3月15日条例第1号）	平成4年6月16日		総務部総務課
8	世田谷区の執務時間に関する規則（平成8年1月31日規則第2号）			総務部総務課

第1期 総則 > 第2章 公告示・公印

No.	例規名（発令）	最終改正公布日	未施行	所管部署
9	世田谷区公告示条例（昭和25年9月13日条例第7号）	平成3年3月13日		総務部政務課
10	世田谷区公告示規則（昭和40年3月31日規則第14号）	平成3年3月30日		総務部政務課
11	世田谷区訓令施行署名式及び令達式（昭和54年3月31日訓令第14号）	令和2年4月1日		総務部政務課
12	世田谷区公報発行規程（昭和25年12月1日訓令第17号）	平成21年10月1日		総務部政務課
13	世田谷区公印規則（平成元年3月27日規則第4号）	令和7年3月31日		総務部政務課

第1期 総則 > 第3章 表彰

No.	例規名（発令）	最終改正公布日	未施行	所管部署
14	世田谷区名誉区民条例（昭和35年10月5日条例第9号）	平成14年3月13日		総務部総務課

②上部の目次タブをクリック

世田谷区条例集 (東京都) 内容現在: 令和7年4月1日 | 収録内容

フリーワード 目次 五十音 引用検索

目次検索 例: 契約規則 目次内検索

目次

該当例規: 868 件

③左側目次内「第8類 税・税外収入」の左プラスボタンをクリック

第8類 税・税外収入

第7類 財務

第8類 税・税外収入

第1章 税

第2章 使用料

第3章 手数料

第9類 区民生活

④「第3章 手数料」をクリック

No.	例規名 (発令)	最終改正公布日	未施行	所管部署
2	世田谷区入札の取扱いに関する条例 (平成2年12月13日条例第40号)	昭和41年3月15日		総務部総務課
3	世田谷区出稼所設置条例 (昭和40年3月25日条例第2号)	令和元年12月9日		総務部総務課
4	世田谷区の福祉に関する事務所設置条例 (昭和40年3月25日条例第5号)	令和6年12月9日		総務部総務課
5	世田谷区放牧場設置について (昭和31年10月1日告示第28号)	令和元年12月9日		地域行政部地域行政課
6	世田谷区の墓・花・樹について (昭和43年9月3日告示第118号)	平成2年3月31日		保健福祉部保健福祉政策課
7	世田谷区の休日に関する条例 (平成元年3月15日条例第1号)	平成2年3月31日		総務部総務課
8	世田谷区の執務時間に関する規則 (平成8年1月31日規則第2号)	平成4年6月16日		総務部総務課

第1類 総則 > 第2章 公方式・公印

No.	例規名 (発令)	最終改正公布日	未施行	所管部署
9	世田谷区小売店条例 (昭和25年9月13日条例第7号)	平成3年3月13日		総務部総務課
10	世田谷区手数料条例 (平成3年3月13日条例第3号)	平成3年3月30日		総務部総務課
11	世田谷区訓令施行署名式及び令連式 (昭和54年3月31日訓令第14号)	令和2年4月1日		総務部総務課
12	世田谷区公報発行規程 (昭和25年12月1日訓令第17号)	平成21年10月1日		総務部総務課
13	世田谷区公印規則 (平成元年3月27日規則第4号)	令和7年3月31日		総務部総務課

第1類 総則 > 第3章 表紙

No.	例規名 (発令)	最終改正公布日	未施行	所管部署
14	世田谷区各課区民条例 (昭和35年10月5日条例第9号)	平成14年3月13日		総務部総務課

世田谷区条例集 (東京都) 内容現在: 令和7年4月1日 | 収録内容

フリーワード 目次 五十音 引用検索

目次検索 例: 契約規則 目次内検索

目次

該当例規: 1 件

0件選択中

⑤世田谷区手数料条例をクリック

第8類 税・税外収入 > 第3章 手数料

No.	例規名 (発令)	最終改正公布日	未施行	所管部署
1	世田谷区手数料条例 (平成12年3月13日条例第3号)	令和7年3月5日		総務部総務課

例規集

第3編 税・税外収入／第3章 手数料
世田谷区手数料条例
制定:平成12年3月18日条例第3号
最終改正:令和7年3月6日条例第16号
令和7年7月17日 時点 基準日
令和7年4月1日 施行
令和7年3月6日条例第16号
改正沿革 同じ分野の例規

目次 施行沿革

□ 諸名称

□ 本則

1条(趣旨)

2条(手数料の名称、額及び徴収時期)

3条

4条(運用規定)

5条(証明及び閲覧等の範囲)

6条(手数料の減免)

7条(手数料の不還付)

8条(徴収の滞り)

9条(滞り)

10条(委任)

□ 制定別例

□ 改正別例

□ 別表

□ 別表第1

□ 別表第2

□ 別表第3

○世田谷区手数料条例

世田谷区手数料条例
世田谷区事務手数料条例(昭和33年4月世田谷区条例第1号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条及び第228条の規定に基づき徴収する手数料(以下「手数料」という。)、は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。
(手数料の名称、額及び徴収時期)

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところによる。
一部改正〔平成24年条例45号・28年27号〕

第3条 前条に規定するもののほか、次に掲げる事項の申請者から申請又は申請に係る証明書等の交付の際、手数料を徴収する。
(1) 住民基本台帳その他の公簿、公文書又は図画(以下「公簿等」という。)の閲覧
(2) 公簿等の謄本又は抄本の交付
(3) 住所又は居所に関する証明
(4) 身分又は資格に関する証明
(5) 係属登記事項に関する証明
(6) 印鑑登録に関する証明
(7) 印鑑登録証の交付
(11) 漂流物又は沈没品に関する証明
(12) 埋火葬に関する証明
(13) 文書の受理に関する証明
(14) 公簿等の記載事項証明又は第2号の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明
(15) 予防接種に関する証明
(16) 営業又は業務に関する証明
(17) 前各号に掲げるもののほか、区長又は行政委員会において適当と認める事項に関する証明
2 前項に規定する手数料は、閲覧については1回につき100円、印鑑登録証の交付については1回につき100円、謄本又は抄本の交付及び証明については1回につき300円(世田谷区印鑑条例(昭和50年3月世田谷区条例第6号)第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の交付の場合は、200円)とする。
1回以上に分かれているときは、1回ごとに1回とし、住民基本台帳の閲覧書の閲覧のときは、一世帯ごとに1回とする。
の交付については、1回につき1件とする。
の交付については、1通につき1件とする。
は、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあっては1税目、土地又は建物に関する証明にあっては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。
にかかわらず、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明(区税に関するものを除く。)については、その人数にかかわらず1通につき1件とする。
にかかわらず、住民基本台帳の住民リスト表の閲覧に関する手数料は、1回につき3,000円とする。
一部改正〔平成15年条例42号・16年42号・27年37号・令和元年51号・5年2号〕
(運用規定)

第4条 照会、確認等名称のいかなるを問わず、公文書をもって事実を証明するものは、前条の証明とみなし、この条例の規定により手数料を徴収する。

平成12年3月18日条例第3号

⑥左側目次内「別表」の左プラスボタンをクリック

⑦「別表第3」をクリック

例規集

第3編 税・税外収入／第3章 手数料
世田谷区手数料条例
制定:平成12年3月18日条例第3号
最終改正:令和7年3月6日条例第16号
令和7年7月17日 時点 基準日
令和7年4月1日 施行
令和7年3月6日条例第16号
改正沿革 同じ分野の例規

目次 施行沿革

□ 諸名称

□ 本則

1条(趣旨)

2条(手数料の名称、額及び徴収時期)

3条

4条(運用規定)

5条(証明及び閲覧等の範囲)

6条(手数料の減免)

7条(手数料の不還付)

8条(徴収の滞り)

9条(滞り)

10条(委任)

□ 制定別例

□ 改正別例

□ 別表

□ 別表第1

□ 別表第2

□ 別表第3

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
第1 建築物エネルギー消費性能適合性審査手数料	建築物エネルギー消費性能適合性審査手数料 建築物法第6条第4項の規定に基づき建築物に関する確認の申請に対する審査又は第18条第3項の規定に基づき建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を除く)の熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)をいう。以下同じ。又は該仕様基準の審査手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	確認申請又は計画通知のとき。
1 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が90平方メートル以内のもの	2,500円
	当該部分の床面積の合計が90平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円
2 1以外の住宅	当該部分の床面積の合計が90平方メートル以内のもの	4,300円
	当該部分の床面積の合計が90平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
	当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円
第2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき。
1 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるもの	(1) 一戸建て住宅	5,800円
	(2) (1)以外の建築物	11,300円
	当該部分の床面積の合計が90平方メートル未満のもの	23,800円
	当該部分の床面積の合計が90平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	52,800円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	

⑧各申請手数料はこちらの別表第3をご参照ください